

介護タクシー通院等助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、通院等のため、一般の交通機関を利用することが困難な在宅の高齢者等に対して、町がその費用の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減及び健康状態の安定に寄与し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において通院等とは、居宅から次の各号への移動をいう。

- (1) 病院・一般診療所、歯科診療所
- (2) 「処方箋」に基づく薬剤の購入をする調剤薬局
- (3) 医師の指示により保険適用となる施術所

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、要介護3、要介護4若しくは要介護5の認定を受けた者又は身体障害者手帳の1級若しくは2級の交付を受けた町内に住所を有する在宅者であって、一般の交通機関を利用することが困難な者とする。

(申請及び決定)

第4条 この事業の助成を受けようとする者は、玄海町介護タクシー通院等助成事業利用申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、玄海町介護タクシー通院等助成券交付決定(却下)通知書(様式第2号)により当該対象者に通知するものとする。

(助成券の交付)

第5条 町長は、前条第2項の規定により、交付を決定したときは、玄海町介護タクシー通院等助成券(様式第3号。以下「助成券」という。)を当該対象者に交付するものとする。

- 2 交付する助成券は、1会計年度につき24枚(年度の途中で第3条に規定する助成の対象者となったものについては、対象になった日の属する月から当該年度の末日までの月数に2を乗じて得た枚数)を限度とする。
- 3 助成券の再交付はしないものとする。ただし、助成券の汚損等により交換するとき、助成券を紛失した場合で当該助成券が使用されていないことが確認できるとき、その他町長が認めるときは、この限りでない。
- 4 助成券の有効期間は、交付を受けた日の属する会計年度の末日までとする。

(協力機関)

第6条 この事業に協力できる事業所は、佐賀県内に事務所を有し、福祉輸送事業を営む事業者とする。

- 2 前項の規定を満たし、この事業に協力しようとする事業者は、玄海町介護タクシー通院等助成事業協力機関申出書(様式第4号)を提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の申出があったときは、その内容を審査し、協力機関の可否を決定し、玄海町介護タクシー通院等助成事業協力機関決定(却下)通知書(様式第5号)を当該事業者に通ずるものとする。
- 4 前項の規定により、協力機関として決定した事業所が、何らかの理由によりこの事業を継続できなくなったときは、直ちに、申し出なければならない。

(協力機関の責務)

第7条 前条第3項の通知を受けた事業者(以下「協力事業者」という。)は、次の各

号について遵守しなければならない。

- (1) 申出又は請求に関する虚偽又は不正行為をしてはならない。
- (2) 申出内容に変更が生じたときは、速やかに町長に報告しなければならない。
- (3) 第5条第1項に規定する助成券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）より介護タクシーの利用の申出があったときは、極力優先配車するように努めなければならない。
- (4) 知り得た個人情報を漏洩してはならない。
- (5) 町長が本事業に関する調査を行うときは、協力しなければならない。
- (6) 本要綱及びその他町が別に定める事項を遵守しなければならない。

（助成券の使用）

第8条 利用者は、この事業のサービスを受けるときに助成券を協力事業者に提出するものとする。

2 助成券は、利用者が乗車するときに限り使用することができるものとし、他人に使用させることはできない。

3 助成券は、1回の介護タクシーの利用につき助成券1枚を利用とするものとする。

（費用の負担）

第9条 利用者は、介護タクシー利用料金（移乗介助、貸切料金等含む。以下同じ。）の3割を利用者負担とし、利用者が協力事業者に直接納付するものとする。ただし、10円未満の端数が生じた場合は、切り上げるものとする。

2 介護タクシー利用料金から前項の利用者負担を控除した額（以下「助成額」という。）が次条に規定する上限額を超える場合においては、その差額を利用者負担に加えるものとする。

（助成額の上限）

第10条 助成券1枚あたりの助成額の上限は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 大型車 | 15,000円 |
| (2) 普通自動車、軽自動車 | 10,000円 |

（助成金の請求等）

第11条 協力事業者は、助成券による介護タクシーの利用があったときは、1月ごとに取りまとめた助成券を添えて、翌月10日までに玄海町介護タクシー通院等助成金請求書（様式第6号）により、町長に助成金を請求しなければならない。

2 町長は、前項の規定により請求を受けたときは、内容を審査し、前条に規定する額を上限として、利用料金から第9条に規定する利用者負担金を控除した額を協力事業者に支払うものとする。

（記載内容の変更）

第12条 第5条第1項の規定により助成券の交付を受けたあとに、記載内容に変更があった場合は、介護タクシー通院等助成事業変更届（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（資格喪失の届出）

第13条 利用者が第3条に該当しなくなったときは、介護タクシー通院等助成事業資格喪失届（様式第8号）に未使用の助成券を添えて、速やかに町長に届け出なければならない。

（助成券の返還等）

第14条 町長は、対象者が偽りその他不正な手段により助成券の交付を受けたときは、その者に対し、既に交付した助成券の返還を命ずることができる。

- 2 町長は、利用者やその他の者が偽りその他不正に助成券を使用したときは、その者に対し、既に交付した助成券の返還を命ずることができる。
- 3 前項の場合において、既に使用した助成券については、金銭による返還を命ずることができる。

(補足)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和 5 年 3 月 28 日要綱第 23 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(検討)

- 2 町長は、この要綱の施行後 3 年ごとに、介護タクシー通院等助成事業の利用状況について検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。